

2 9 監 第 4 0 号
平成 3 0 年 1 月 2 9 日

大町市長 牛 越 徹 様
大町市議会議長 勝 野 富 男 様

大町市監査委員 山 下 好 隆
同 二 條 孝 夫

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を
実施したので、その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等
監査結果報告書

大町市監査委員

総 括 事 項

1 監査の対象

平成27・28年度において補助金等の交付を受けた下記の4団体、2個人について監査を実施した。

(1) ㈱アサヒコ

平成27年度大町市工場等誘致振興条例に基づく助成金（工場等設置事業：増設）

平成28年度大町市工場等誘致振興条例に基づく助成金（平成28年度固定資産税相当額助成金）

(2) ㈱ハーヴェスタ・クリエーションズ

市民交流促進センター明日香荘指定管理料

(3) プロモーション委員会

プロモーション委員会負担金

(4) インバウンド推進協議会

インバウンド推進協議会負担金

(5) 吉本 臣子

過疎地域起業者育成支援事業補助金

(6) 八木 聡

過疎地域起業者育成支援事業補助金

2 監査の実施日

平成29年10月30日、31日 2日間

3 監査の場所

当該団体等の事務所等

4 監査の目的

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行状況について、当該補助事業等（以下「事業等」という。）が目的に従って適切に実施され、当該目的に見合う成果があったか、指導監督、事務手続きが適切に行われたかについて監査を実施した。

5 監査の方法

団体等については、事業等に関する関係書類、会計帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から聞き取り、現地における実査を行った。

主管課については、事業等に関する調書と団体等から提出された事業計画書、実績報告書等を基に確認を行った。

6 監査の結果

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行については、一部に改善又は検討を要する事項も認められたものの、概ね適切に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、口頭により指摘等したことから本報告書での記載は省略した。

個別の監査結果については、詳細事項のとおりである。

詳 細 事 項

団体等名称	株式会社アサヒコ		No. 1
監査年月日	平成29年10月30日	主管課等	産業立地戦略室
監査実施場所	議会棟第2委員会室、(株)アサヒコアルプス大町工場		
監査対象事業	<p>1 事業名</p> <p>(1) 平成27年度大町市工場等誘致振興条例に基づく助成金 (工場等設置事業：増設)</p> <p>(2) 平成28年度大町市工場等誘致振興条例に基づく助成金 (平成28年度固定資産税相当額助成金)</p> <p>2 補助金額 (1) 50,000,000円 (2) 9,414,600円</p> <p>3 事業内容</p> <p>大町市工場等誘致振興条例に基づき、市内に工場等を新設、移設又は増設する者に対し必要な助成及び優遇措置を講じ、市外からの企業誘致及び市内既存企業の育成を図り、市の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とし、当該工場等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の工場等の拡充に対するの補助及び、固定資産税相当額の助成金である。</p> <p>4 企業の概要</p> <p>(1) 企業名 株式会社アサヒコ (旧社名：朝日食品工業株式会社)</p> <p>(2) 代表者 (申請時) 中野 高雄 (完了時) ユン・ヒソン</p> <p>(3) 本店 埼玉県行田市持田2丁目17番8号</p> <p>(4) 資本金 4億3千万円</p> <p>(5) 売上高 24,015百万円 (平成25年)</p> <p>(6) アルプス大町工場操業年月 2006年3月 (平成18年)</p> <p>(7) 従業員の状況</p> <p>(交付申請時) 総人員23名 (常用雇用16名、パート7名)</p> <p>(監査日現在) 総人員95名 (常用雇用15名、雇用保険適用パート66名、短期雇用者14名)</p> <p>※上記のうち大町市の者34名</p> <p>(8) 過去の補助の経過</p> <p>① 平成17年度増設 (豆乳関連事業の施設) に伴う補助 設置助成 50,000千円、固定資産税相当額助成 (H18: 11,806千円、 H19: 10,017千円)</p> <p>② 平成22年度増設 (油揚関連事業の施設) に伴う補助 設置助成 4,728千円、固定資産税相当額助成 (H23: 1,842千円、</p>		

	<p>H24 : 2,013 千円、H25 : 426 千円)</p> <p>(9) 振興条例に基づく審議会の開催</p> <p>交付決定に当たっては、振興条例第5条に基づく「大町市工場等誘致振興審議会(会長 中牧 盛登)」が開催され、審議の上、平成26年9月17日付で「誘致振興条例に基づく助成事業の指定について適正と認める」との答申がなされている。</p>
監 査 結 果	<p>[株アサヒコに関する事項]</p> <p>補助対象となった油揚製造の増設に伴う諸設備は、衛生管理も行き届き、有効に活用して順調に操業されている。</p> <p>また、補助金交付の条件となっている常用雇用者数の増加に関する条件についても十分達成されている。</p> <p>事業の一層の発展を期待する。</p> <p>[産業立地戦略室に関する事項]</p> <p>1 株アサヒコについては、施設を増設し順調に操業を続けているが、従業員の確保には大変苦慮されている様子である。商工労政課とも連携するなどして引き続き誘致企業の発展に支援をされたい。</p> <p>2 大町市工場等誘致振興条例の施行に関して定めている施行規則の第11条(助成金の返還等)において、助成対象となった家屋及び償却資産について、法定耐用年数以内に事業を中止した時、目的外に使用した時、譲渡し、又は担保に供した場合等には、助成金の全額又は一部を返還させることができる旨を定めているが、本規定の解釈、適用の基準等について検討整備されたい。</p>

詳細事項

団体等名称	株式会社ハーヴェスタ・クリエーションズ		No. 2
監査年月日	平成29年10月30日	主管課等	八坂支所
監査実施場所	八坂支所、明日香荘		
監査対象事業	<p>1 事業名 市民交流促進センター明日香荘指定管理料</p> <p>2 補助金額 8,000,000円</p> <p>3 補助目的 地域間交流の促進、観光事業の振興、及び市民福祉の増進を図ることを目的に設置された公の施設である明日香荘について、指定管理者制度を採用し平成24年10月より(株)ハーヴェスタ・クリエーションズに管理を委託したものである。平成25～26年度に2期連続して赤字決算となったことから、安定的な経営ができるようにとのことで平成28年度より8,000千円の指定管理料を支出することとしたものである。</p> <p>4 指定管理者の概要 (1) 指定管理者 株式会社ハーヴェスタ・クリエーションズ (2) 指定管理者の選定方法 公募方式 (3) 協定書の締結 基本協定 平成27年11月24日 平成28年の年度協定 平成28年 3月25日 (4) 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間(第2ステージ) (平成24年10月から平成28年3月の間は第1ステージとして指定) (5) 指定管理業務の内容 ① 明日香荘の利用許可に関する業務 ② 明日香荘の利用料金に関する業務 ③ 明日香荘の施設及び設備の維持管理に関する業務 ④ 前3項のほか市長が必要と認める業務 (6) 指定管理料 年額8,000,000円 (積算の根拠) 平成25年度の赤字額4,914千円と平成26年度の赤字額7,103千円の平均赤字額6,011千円を基礎に、固定費をそのままとして黒字となる損益分岐点売上高(採算ライン)を109,634千円と設定。これと平成25、26年度の実売上高の2か年の平均値との差額</p>		

6,778千円を指定管理料参考額と仮定し、さらに、平成27年度の上半期の売上高が対前年85%程度で推移していることを考慮した補正計数を加味し8,000千円としている。

(7) 業務に係る状況

ア 利用者(動員)数の状況

(単位:人・個・%)

年度 項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			実績比率(28:26)	
	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	差異	率
宿泊	4,130	4,071	△59	4,522	3,630	△892	3,522	2,855	△667	△1,216	△29.9
レストラン	16,428	12,322	△4,106	17,900	10,702	△7,198	10,400	8,494	△1,906	△3,828	△31.1
宴会	10,091	7,480	△2,611	10,630	6,483	△4,147	6,412	5,366	△1,046	△2,114	△28.3
入浴	22,271	15,068	△7,203	23,797	15,190	△8,607	13,724	13,530	△194	△1,538	△10.2
おやき	123,860	71,340	△52,520	136,245	63,466	△72,779	63,428	56,420	△7,008	△14,920	△20.9

イ 収支の状況

(単位:千円・%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	比較(28:26)	
売上合計	104,923	103,935	90,606	△14,317	△13.6
宿泊	33,612	33,892	26,577	△7,035	△20.9
レストラン	10,713	10,325	8,844	△1,869	△17.4
宴会	27,192	25,721	24,139	△3,053	△11.2
入浴	8,377	9,351	8,770	393	4.7
おやき	15,267	14,835	13,142	△2,125	△13.9
売店ほか	9,762	9,811	9,134	△628	△6.4
指定管理料	117	0	8,000	7,883	-
収入合計	105,040	103,935	98,606	△6,434	△6.1
売上原価	31,925	31,693	25,790	△6,135	△19.2
人件費	37,077	38,282	34,216	△2,861	△7.7
一般管理費	43,008	40,801	38,327	△4,681	△10.9
支出合計	112,010	110,776	98,333	△13,677	△12.2
営業利益	△6,970	△6,841	273	7,243	-
営業外利益	406	3,467	5	△401	-
差引収支	△6,564	△3,374	278	6,842	-

ウ 客単価(売上高/動員数)の推移

(単位:円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
宿泊	8,252	9,336	9,309
レストラン	869	965	1,041
宴会	3,635	3,968	4,498
入浴	556	615	648
おやき	214	233	232

エ 財政状況

平成29年3月31日現在の貸借対照表 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,748	流動負債	27,379
固定資産	726	負債合計	27,379
その他の資産	13	純資産の部	
		利益剰余金	△ 18,892
資産の部	8,487	負債・純資産の部	8,487

監査結果

[㈱ハーヴェスタ・クリエーションズに関する事項]

1 施設の利用許可に関する業務、利用料金に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務は、概ね協定や業務仕様書に基づいて適正に執行されていると認められたが、次の事項について改善されたい。

(1) 職員配置は公の施設としての利用者サービスの基本となる重要な事項であるので、主要な変動等は基本協定第29条に基づいて市と事前に協議するようされたい。

(2) 備品台帳について、市と連絡を密にし、基本協定第16条に基づいて適切に管理されたい。

2 施設の利用促進のための取り組みは、指定管理者制度導入に当たっての期待される効果として極めて重要な要素である。

指定管理者において鋭意努力していることは認めるも、3か年とも提出された事業計画の利用者数を大きく下回る結果となっている。

指定管理料は、受託者の収支を補てんすることを目的とするものではなく、提出された利用者数の計画達成と施設の適切な管理を重要な前提としているものであるので、目標を達成するよう一層の努力をされたい。

3 地域との連携の重要性を認識する中、事業計画において八坂地域づくり協議会や自治振興会、商工倶楽部、市で構成する「明日香荘連絡協議会」を定期的で開催し管理運営に反映させるとしているが、平成28年度においては、ほとんど開かれていない。

安定的な利用者の確保や市民福祉の増進という目的を果たしていくには、地元との連携の強化は極めて重要であるので、定期的で開催し管理運営に生かしていくよう改善されたい。

[八坂支所に関する事項]

1 利用者数の推移、経常収支の状況など大変厳しい状況にあるが、安定的、継続的な運営を図るためには、評価委員会においても意見

が出されている様に、指定管理者の努力だけでなく、市の支援や積極的な関わりが極めて重要になってきている。

本年度はサービス機能の向上を図るため、宴会用の座卓テーブルの配置や、おやき製造機の更新など多額の設備投資もしてきたところである。基本協定第20条に基づいて報告されている月例業務報告書、四半期総括書を分析、検証し指定管理者との連携をより密にし、適時的確な対応により投資の効果を生み出し、施設が安定的に維持できるよう一層の努力を傾注されたい。

- 2 平成24年3月30日施行の「大町市公の施設の指定管理に関する事務調査委員会設置規則」に基づく事務調査委員会は、設置後、開催された経過がない。必要性の是非を検証し、適正な処理をされたい。

詳細事項

団体等名称	プロモーション委員会		No. 3																														
監査年月日	平成29年10月31日	主管課	観光課																														
監査実施場所	議会棟 第2委員会室																																
監査対象事業	<p>1 事業名 プロモーション委員会負担金</p> <p>2 補助金額 15,700,000円</p> <p>3 団体の概要</p> <p>(1) 設立 平成27年3月26日</p> <p>(2) 目的 黒部ダムを含めた立山黒部アルペンルートとその麓の魅力を改めて全国に発信するためイベントや観光プロモーションなどを展開し、誘客宣伝事業を実施することを目的とする。</p> <p>(3) 主な事業</p> <p>① プロモーションイベントに必要な企画及び運営</p> <p>② 情報発信及び誘客宣伝</p> <p>③ 旅行商品の造成</p> <p>④ 観光客の受入態勢の整備</p> <p>⑤ 観光関係機関等との連携</p> <p>(4) 主な構成団体 関西電力(株)、大町市旅館業組合、大町温泉郷観光協会、大町市観光協会、(株)関電アメニックス、立山黒部貫光(株)など20団体</p> <p>(5) 平成28年度の収支決算</p> <p>(収入の部) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>当初予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金</td> <td>23,300,000</td> <td>4,700,000</td> <td>28,000,000</td> <td>0</td> <td>大町市 15,700千円 関西電力(株) 10,000千円 大町市観光協会 500千円 大町商工会議所 500千円 大町温泉郷観光協会 300千円 立山黒部貫光(株) 800千円 (株)関電アメニックスほか 200千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>1,219,736</td> <td>0</td> <td>1,219,736</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>4,030,000</td> <td>0</td> <td>3,060,091</td> <td>△ 969,909</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,549,736</td> <td>4,700,000</td> <td>32,279,827</td> <td>△ 969,909</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			科目	当初予算額	補正予算額	決算額	差引	備考	負担金	23,300,000	4,700,000	28,000,000	0	大町市 15,700千円 関西電力(株) 10,000千円 大町市観光協会 500千円 大町商工会議所 500千円 大町温泉郷観光協会 300千円 立山黒部貫光(株) 800千円 (株)関電アメニックスほか 200千円	繰越金	1,219,736	0	1,219,736	0		雑収入	4,030,000	0	3,060,091	△ 969,909		合計	28,549,736	4,700,000	32,279,827	△ 969,909	
科目	当初予算額	補正予算額	決算額	差引	備考																												
負担金	23,300,000	4,700,000	28,000,000	0	大町市 15,700千円 関西電力(株) 10,000千円 大町市観光協会 500千円 大町商工会議所 500千円 大町温泉郷観光協会 300千円 立山黒部貫光(株) 800千円 (株)関電アメニックスほか 200千円																												
繰越金	1,219,736	0	1,219,736	0																													
雑収入	4,030,000	0	3,060,091	△ 969,909																													
合計	28,549,736	4,700,000	32,279,827	△ 969,909																													

(支出の部)

(単位：円)

科目	当初予算額	補正予算額	決算額	差引	備考
事業費	26,650,000	4,700,000	30,253,815	△ 1,096,185	
黒部ダムフリーイベント	2,200,000	0	1,022,561	△ 1,177,439	※1
セレモニー事業	220,000	0	129,702	△ 90,298	
黒部ダム公募イベント	1,830,000	0	1,325,032	△ 504,968	
次世代への継承事業	200,000	0	0	△ 200,000	
発信・宣伝事業	21,400,000	4,700,000	27,029,060	929,060	※2
研修事業	800,000	0	747,460	△ 52,540	
事務費	1,899,736	0	1,831,064	△ 68,672	
合計	28,549,736	4,700,000	32,084,879	△ 1,164,857	

※1：シーズンディスプレイの減 △1,268,439円など

※2：メディア向け誘客キャンペーンの増 888,252円など
差引次年度繰越金 194,948円

監査結果

〔プロモーション委員会に関する事項〕

- 委員会の規約に会計年度の定めがされていない。また、第13条（解散）において「事業の完了報告の承認をもって解散する」と定めているが、実体にそぐわないものとなっている。整備されたい。
- 収入 32,279千円の約50%が市よりの負担金で賄っている団体である。総会、役員会等の主幹会議について、会議録を整備するとともに、支出に関する事務手続きについても公金に準じた手続きを定めるなど説明責任が果たせるよう整備されたい。
- 市からの負担金収入について、事業年度途中において4,700千円の増額の要求をすることとし、平成28年10月20日付で市に請求書を提出しているが、委員会の基幹会議である総会や役員会において、審議し機関決定した経過がなく行われている。規約に基づいた適正な運営を徹底されたい。

〔観光課に関する事項〕

- 負担金支出に当たっては、請求内容や金額の妥当性を十分検証し、適切に執行されたい。
- 委員会の事務局を受託しているからには、規約に基づいた適正な運営をする義務・責任を負っている。説明責任が果たせるよう適正な事務処理を徹底されたい。

詳 細 事 項

団体等名称	インバウンド推進協議会		No. 4																														
監査年月日	平成29年10月31日	主管課	観光課																														
監査実施場所	議会棟 第2委員会室																																
監査対象事業	<p>1 事業名 インバウンド推進協議会負担金</p> <p>2 補助金額 12,000,000円</p> <p>3 団体の概要</p> <p>(1) 設 立 平成24年7月9日</p> <p>(2) 目 的 インバウンドの重要性を再認識し、多様化する海外観光客の旅行形態に対応するため、今後の大町市としての受け入れ体制の整備と誘客宣伝の具体的対策を検討し実行することで地域の活性化を図る事を目的とする。</p> <p>(3) 主な事業</p> <p>① 海外観光客の受け入れ体制の整備</p> <p>② 県等主催のインバウンド商談会への参加</p> <p>③ 誘客宣伝に活用するパンフレットの作成</p> <p>④ 海外観光客向け滞在型旅行商品の作成 など</p> <p>(4) 主な構成団体</p> <p>大町市、大町市観光協会、大町商工会議所、大町温泉郷観光協会、関西電力(株)、立山黒部貫光(株)、(株)関電アメニックス、大北農業協同組合など19団体</p> <p>(5) 平成28年度の収支決算</p> <p>(収入の部) (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">当初予算額</th> <th style="width: 15%;">補正予算額</th> <th style="width: 15%;">決算額</th> <th style="width: 10%;">差 引</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金</td> <td style="text-align: right;">5,950,000</td> <td style="text-align: right;">7,000,000</td> <td style="text-align: right;">12,950,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>大町市 12,000千円 大町市観光協会 400千円 大町温泉郷観光協会 350千円 大町商工会議所ほか 200千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: right;">22,793</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">22,793</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑入</td> <td style="text-align: right;">207</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">20,041</td> <td style="text-align: right;">19,834</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">5,973,000</td> <td style="text-align: right;">7,000,000</td> <td style="text-align: right;">12,992,834</td> <td style="text-align: right;">19,834</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			科 目	当初予算額	補正予算額	決算額	差 引	備 考	負担金	5,950,000	7,000,000	12,950,000	0	大町市 12,000千円 大町市観光協会 400千円 大町温泉郷観光協会 350千円 大町商工会議所ほか 200千円	繰越金	22,793	0	22,793	0		雑入	207	0	20,041	19,834		合 計	5,973,000	7,000,000	12,992,834	19,834	
科 目	当初予算額	補正予算額	決算額	差 引	備 考																												
負担金	5,950,000	7,000,000	12,950,000	0	大町市 12,000千円 大町市観光協会 400千円 大町温泉郷観光協会 350千円 大町商工会議所ほか 200千円																												
繰越金	22,793	0	22,793	0																													
雑入	207	0	20,041	19,834																													
合 計	5,973,000	7,000,000	12,992,834	19,834																													

(支出の部)		(単位：円)			
科目	当初予算額	補正予算額	決算額	差引	備考
公告宣伝費	750,000	0	972,097	222,097	
事業費	5,150,000	7,000,000	6,474,832	△ 5,675,168	
雑費	50,000	0	18,408	△ 31,592	
予備費	23,000	0	0	△ 23,000	
合計	5,973,000	7,000,000	7,465,337	△ 5,507,663	

差引残高 5,527,497円

監査結果	<p>[インバウンド推進協議会に関する事項]</p> <p>1 協議会規約では、第12条において「協議会の事務局は、大町市観光協会に置く」と定めているが、実体は市観光課が事務局を担っている状況にあり整理されたい。</p> <p>2 収入12,992千円の99%が市からの負担金で賄っている団体である。総会、推進委員会等の基幹会議について、会議録を整理するとともに、支出に関する手続についても公金の取り扱いに準じた手続きを定め、説明責任が果たせるよう整備されたい。</p> <p>3 市からの負担金収入について、事業年度途中において7,000千円の増額要求をすることとし、平成28年10月20日付で3,000千円、平成29年2月13日付で4,000千円の請求書を各々市に提出している。</p> <p>協議会規約では、予算の決定は総会の専権事項となっているが、総会において審議し機関決定した経過がなく行われている。規約に基づいた適正な運営を徹底されたい。</p> <p>[観光課に関する事項]</p> <p>1 平成28年度決算における繰越し残金が5,527千円と多額なものとなっている。平成29年2月13日付の市への増額請求分4,000千円（外国人観光客誘客貸切バス事業）はほとんどが執行されず翌年度に繰越した状態となっている。平成29年度から30年度の2年間にまたがる貸切バス事業のための前倒し補助とのことであるが、多額なものを未執行で繰越すことは公金の支出として適正ではない。</p> <p>負担金支出に当たっては、会計年度独立の原則を踏まえ、適正に処理するよう改められたい。</p> <p>2 協議会の事務局を受託しているからには、規約に基づいて適正な運営をする義務、責任を負っている。収入のほとんど全額が公金を使用している団体であることから、説明責任が果たせるよう、適正な事務処理を徹底されたい。</p>
------	---

詳 細 事 項

団体等名称	吉本 臣子	No. 5
監査年月日	平成29年10月31日	主管課 美麻支所
監査実施場所	美麻支所、美麻ベーカリー	
監査対象事業	<p>1 事業名 過疎地域起業者育成支援事業補助金</p> <p>2 補助金額 3,000,000円</p> <p>3 事業の目的 過疎地域内の定住促進及び地域の活性化を図るため、八坂・美麻地域内において個人が起業するための経費を補助することを目的とする事業である。</p> <p>4 起業等の概要 (1) 事業者は大塩の市民農園を利用する中で、当地区に好感をもち、東京都八王子市から平成27年11月に移住し、大塩桜台3363-5にパンの製造及び販売を行う事務所「美麻ベーカリー」を開設し起業したものである。 (2) 店舗併用住宅新築工事25,894千円のうち、補助事業の対象となった店舗及び厨房設備機器は9,052,400円である。 これに対し、要綱第3「事業所開設費補助金」として平成27年5月15日付交付申請に基づいて同6月5日に上限の3,000千円を交付決定し、平成28年3月18日付で事業が完了となっている。 (3) 事業完了後、直ちに天然酵母によるパンの製造販売を開始している。 店舗での小売りのほか、ぽかぽかランド美麻の道の駅でも販売し、最近では以前住んでいた八王子市の知人等への宅配販売も開始している。 また、美麻地域づくり会議企画の「美麻市」など地域のイベントなどにも出店するなど地域の活性化にも貢献している。 補助金で取得した作業場や厨房設備機器は、衛生管理も行き届き適正に有効活用されて、創業計画で予定した創業当初の月額販売目標28.8万円もほぼ達成できており、順調に事業が展開されている。</p>	
監査結果	<p>[吉本 臣子に関する事項]</p> <p>補助事業の対象となった事業所や厨房設備機器は、衛生管理も行き届き目的に沿って有効に活用され、創業計画に沿って順調に事業が進</p>	

展している。軌道に乗った後の販売目標（月額 360 千円）を着実に実現するとともに、施設を一層有効活用し事業の拡張に努め地域の活性化にも一層貢献されることを期待する。

[美麻支所に関する事項]

1 申請に当って、大町市創業支援協議会の相談窓口へ提出された創業計画書を、そのまま適切なものとして申請の際の添付書類である「起業計画書」として受理している。

「起業」とは、趣味や片手間のものではなく、その者の生計の主たるものとする事業を新たに起こすとするものであるから、本人の起業に対する考え方や決意、事業化しようとしている内容や実現の見通しなどについて、きちんと面談し、意思確認をするなど、補助金の交付決定に至る経過を明らかにしておくよう改められたい。

2 遅滞なく起業し、3年以上継続することを交付の条件としていることから、事業完了後3年間は、実績等の報告を求め、継続的な指導、管理をするよう改められたい。

詳細事項

団体等名称	八木 聡	No. 6
監査年月日	平成29年10月31日	主管課 美麻支所
監査実施場所	美麻支所、グリナーズ・ビレッジ	
監査対象事業	<p>1 事業名 過疎地域起業者育成支援事業補助金</p> <p>2 補助金額 3,000,000円</p> <p>3 事業の目的 過疎地域内の定住促進及び地域の活性化を図るため、八坂・美麻地域内において個人が起業するための経費を補助することを目的とする事業である。</p> <p>4 起業等の概要 (1) 事業者はIターン者で旧市に住んでいたが、田舎ぐらしを希望する人達を対象に農業体験イベントを実施したり、農産物等の干し物の生産販売を事業化したいとの長い間あたためていた思いがあり、美麻大塩に転居し、住居隣にある築100年以上の古民家を買取り改修し、農業体験活動センターとしての機能をもつ「グリナーズ・ビレッジ」を開設することを目ざしたものである。 (2) 古民家の改築工事費（第1期工事）は3,981,983円で、これに対し要綱第3の「事業所開設費補助金」として平成27年11月13日付の交付申請に基づいて、同11月18日に上限3,000千円を交付決定し、平成28年3月30日で事業が完了となっている。 (3) 監査日（平成29年10月31日）現在、補助事業等が完了して1年半が経過している。 交付申請書に添付された創業の計画によると、創業当初の年間売上高を約36万円と見込んでいるが、実績と言えるような売上はほとんど実現していない。 また、平成30年3月には年間売上高約186万円を計画しているが、平成29年産の農産物の収穫等もほぼ終わっていること、体験イベントもあまり実施されていないことから、目標の達成は極めて難しい状況にある。</p>	
監査結果	<p>[八木 聡に関する事項]</p> <p>交付要綱第8において、「事業所等の開設後、遅滞なく起業し、3年以上継続すること」を交付の条件としているが、開設から1年半余</p>	

経過するも未だこれといえるような実績となっておらず、事業化が大幅に遅れている。

早急に具体的に事業化を図り、交付要綱を遵守されたい。

[美麻支所に関する事項]

- 1 申請に当って、大町市創業支援協議会の相談窓口へ提出された創業計画書を、そのまま適切なものとして申請の際の添付書類である「起業計画書」として受理している。

「起業」とは、趣味や片手間のものではなく、その者の生計の主たるものとする事業を新たに起こすとするものであるから、本人の起業に対する考え方や決意、事業化しようとしている内容や実現の見通しなどについて、きちんと面談し、意思確認をするなど、補助金の交付決定に至る経過を明らかにしておくよう改められたい。

- 2 遅滞なく起業し、3年以上継続することを交付の条件としていることから、少なくとももう少し詳細な販売方法や3年間の売上高計画、資金収支の計画書も添付書類として提出を求めるとともに、事業完了後3年間は、実績等の報告を求め、継続的な指導、管理をするよう改められたい。